

徳島県規則第七十五号

徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年十二月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年徳島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一徳島県危機管理関係手数料条例（平成十六年徳島県条例第三十九号）の項に次の一号を加える。

一の百二十七 輸出証明書の発行手数料

別表第一徳島県保健福祉関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第十一号）の項第四十八号から第五十号までを次のように改める。

四十八 第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料

四十九 第一種大麻草採取栽培者名簿登録変更手数料

五十 第一種大麻草採取栽培者免許証再交付手数料

別表第一徳島県警察関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第六十四号）の項第四百九十八号の次に次の一号を加える。

四百九十八の二 特定免許情報の記録又は免許情報記録の書換えの手数料

別表第一徳島県警察関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第六十四号）の項第四百九十九号及び第四百九十九号の二を次のように改める。

四百九十九 免許証等更新手数料

四百九十九の二 免許証等更新申請経由手数料

別表第一徳島県警察関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第六十四号）の項第四百九十九号の六を第四百九十九号の七とし、第四百九十九号の五を第四百九十九号の六とし、第四百九十九号の四を第四百九十九号の五とし、第四百九十九号の三の次に次の一号を加える。

四百九十九の四 運転経歴情報の記録手数料

別表第一徳島県警察関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第六十四号）の項第五百十号を次のように改める。

五百十 削除

別表第一徳島県警察関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第六十四号）の項第五百十一号を削り、第五百十二号を第五百十一号とし、第五百十二号の二を第五百十二号とする。

附 則

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三項の規定 公布の日

二 別表第一徳島県保健福祉関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第十一号）の項の

改正規定 令和七年三月一日

三 別表第一徳島県警察関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第六十四号）の項の改

正規定（同項第五百十号の改正規定及び同項中第五百十一号を削り、第五百十二号を第五百十一号とし、第五百十二号の二を第五百十二号とする改正規定を除く。） 令和七年三月二十四日

2 徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例（令和六年徳島県条例第六十号。以下「改正条例」という。） 附則第二項に規定する手数料については、なお従前の例による。

3 改正条例附則第三項の規定に基づく手数料については、改正後の別表第一徳島県保健福祉関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第十一号）の項第四十八号の規定の例により徴収する。